

お客様各位

「感染症発生動向調査事業実施要綱」の 一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこのたび、健発0502第1号にて感染症発生動向調査事業実施要綱の一部が改正されたことを受け、総合検査案内に掲載の「資料（感染症の分類と届け出事項）」につきましても下記のとおり変更させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和5年5月8日より適用

《掲載ページ》 総合検査案内 P.150 「資料（感染症の分類と届出事項）」

| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） | |
|---|---|
| 変更後 | 変更前 |
| 全数届出感染症の一覧（略） | 全数届出感染症の一覧（略） |
| 定点届出感染症の一覧 五類感染症（指定届出機関のみ届出） （88）RSウイルス感染症～（略）～、（111）薬剤耐性緑膿菌感染症、（116） <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u> | 定点届出感染症の一覧 五類感染症（指定届出機関のみ届出） （88）RSウイルス感染症～（略）～、（111）薬剤耐性緑膿菌感染症 |
| 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（疑似症定点医療機関のみ届出） （117）発熱、呼吸器症状、～（略） | 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（疑似症定点医療機関のみ届出） （116）発熱、呼吸器症状、～（略） |